

埼玉県生活環境保全条例

(条例第50条第1項 規制第31条第4号、第49条、附則第1、別表第7)

有害大気汚染物質を排出する工場又は事業場の敷地の境界線における大気中に含まれる有害大気汚染物質の種類ごとに定める許容限度として定められています。

項	有害大気汚染物質の種類	許容限度(温度が20℃であって圧力が1気圧の状態に換算した大気1立方メートルに含まれる量) (mg/m ³)
1	アクリロニトリル	0.15
2	エチレンオキシド	0.061
3	六価クロム化合物	クロム及びその化合物をクロムとして0.0017
4	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	0.22
5	クロロホルム	1.7
6	1・2-ジクロロエタン	1.4
7	ジクロロメタン	5.8
8	水銀及びその化合物	水銀として0.00085
9	テトラクロロエチレン	5.8
10	トリクロロエチレン	4.6
11	ニッケル化合物	ニッケル及びその化合物をニッケルとして0.034
12	砒素及びその無機化合物	砒素及びその化合物を砒素として0.0011
13	1・3-ブタジエン	0.15
14	ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして0.000068
15	ベンゼン	0.11
16	ホルムアルデヒド	0.021
17	マンガン及びその化合物	マンガンとして0.011

備考

- 許容限度は、原則として30分間値とする。
- 測定場所は、工場又は事業場の敷地の境界線上で、地上1.5mの高さとする。ただし、当該測定場所において測定することが適当でないと思われる場合は、敷地の境界線上又は境界線以遠の適切な地点において測定できるものとする。
- 測定方法は、次に定めるとおりとする。

項	有害大気汚染物質の種類	測定方法
1 4 5 6 7 9 10 13 15	アクリロニトリル クロロエチレン(別名塩化ビニル) クロロホルム 1・2-ジクロロエタン ジクロロメタン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン 1・3-ブタジエン ベンゼン	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
2	エチレンオキシド	捕集管を用いて2-プロモエタノールとして採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
3 11 12 14 17	六価クロム化合物 ニッケル化合物 砒素及びその無機化合物 ベリリウム及びその化合物 マンガン及びその化合物	ハイボリウムエアサンプラーにより採取した試料を原子吸光分析計、誘導結合プラズマ質量分析計若しくは誘導結合プラズマ発光分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
8	水銀及びその化合物	捕集管を用いて金アマルガムとして採取した試料を原子吸光分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
16	ホルムアルデヒド	捕集管を用いてヒドラゾン誘導体として採取した試料を高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ若しくはガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法